

2020 年度上半期 保険金等のお支払い状況

2020 年度上半期の保険金等のお支払い件数、お支払い非該当件数およびその内訳をお知らせいたします。

1. 2020 年度上半期 保険金等のお支払状況について

保険金等のお支払件数、お支払非該当件数およびその内訳

| | 保険金 | | | | | 給付金 | | | | | | 合計 |
|-------------|-----------|-----------|-------------|-----|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-------|--------|--------|
| | 死亡 保険金 | 災害 保険金 | 高度障害 保険金 | その他 | 合計 | 死亡 給付金 | 入院 給付金 | 手術 給付金 | 障害 給付金 | その他 | 合計 | |
| 詐欺による取消し | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 不法取得目的による無効 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 告知義務違反による解除 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 36 | 12 | 0 | 10 | 58 | 59 |
| 重大事由による解除 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 7 | 0 | 36 | 45 | 45 |
| 免責事由に該当 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 | 0 | 2 | 5 | 5 |
| 支払事由に非該当 | 0 | 0 | 2 | 3 | 5 | 0 | 63 | 452 | 0 | 83 | 598 | 603 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| お支払非該当件数合計 | 0 | 0 | 2 | 4 | 6 | 0 | 103 | 472 | 0 | 131 | 706 | 712 |
| お支払件数合計 | 78 | 0 | 12 | 82 | 172 | 0 | 23,309 | 16,577 | 0 | 5,457 | 45,343 | 45,515 |

注1) 生命保険協会にて策定した基準に則ってお支払件数、お支払非該当件数を計上しております。

※高度障害状態による保険料払込免除については、保険金：高度障害保険金の支払件数に計上しております。

※3大疾病、特定3疾病を対象とした保険料払込免除については、給付金：その他の支払件数に計上しております。

注2) 上表におけるお支払非該当理由のご説明は下表のとおりです。

| 事由 | 概要 |
|-------------|--|
| 詐欺による取消し | ご契約のときに、保険契約者または被保険者の詐欺行為があった場合、保険契約は取消しとなります。この場合は、払い込まれた保険料は払い戻しいたしません。 |
| 不法取得目的による無効 | 保険金・給付金を不法に取得する目的で保険契約にご加入された場合、保険契約は無効となります。この場合、払い込まれた保険料は払い戻しいたしません。 |
| 告知義務違反による解除 | ご契約のときに、故意または重大な過失により告知いただいた内容が事実と異なる場合、ご契約を解除することがあります。この場合は、解約返戻金を保険契約者にお支払いいたします。 |
| 重大事由による解除 | 保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こすなどの事由があった場合、ご契約を解除することがあります。 |
| 免責事由に該当 | 約款では、保険金・給付金ごとにお支払できない事由を定めております。ご請求いただいた内容がこのお支払できない事由に該当する場合は保険金・給付金のお支払対象となりません。 |
| 支払事由に非該当 | 約款では、保険金・給付金ごとにお支払いする事由を定めております。ご請求いただいた内容がこのお支払する事由に該当しない場合は保険金・給付金のお支払対象となりません。 |

2. 保険金等のお支払契約ならびにお支払非該当契約の具体的事例について（2020年度上半期）

【お支払・お支払非該当事例】

| 事由 | 種類 | 事案概要 |
|-------------|---|---|
| 支払 | 疾病入院給付金 8大生活習慣病入院給付金 入院一時給付金 通院治療給付金 | 責任開始期以降に「B型急性肝炎」と診断されたお客さまです。入院と退院後の通院をされており、疾病入院給付金・8大生活習慣病入院給付金・入院一時給付金・通院治療給付金をお支払いいたしました。 |
| 支払 | 介護保険金 | 責任開始期以降に転倒を原因として救急搬送され、「小脳出血」「大腿骨頸部骨折」と診断されたお客さまです。受傷後1年半経過したのち要介護2と認定され、介護保険金をお支払いいたしました。 |
| 保険料 払込免除 | 約款に定める高度障害状態 該当による保険料払込免除 | 責任開始日以降に「脳出血」「高次脳機能障害」と診断されたお客さまです。被保険者が保険料払込期間中に約款に定める高度障害状態（中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの）に該当されたため、以後の保険料の払い込みが免除となりました。 |

| 事由 | 種類 | 事案概要 |
|-------------|------------------|---|
| 支払事由に非該当 | 手術給付金 | ウイルス感染による尋常性疣贅に対し「いぼ焼灼法」を受けられたお客さまです。「いぼ焼灼法」は処置料の算定対象となる処置であり、約款に定める手術料の算定対象となる手術に該当しないため、手術給付金をお支払いできませんでした。 |
| 告知義務違反による解除 | 疾病入院給付金 手術給付金 | 「未破裂脳動脈瘤」「下肢閉塞性動脈硬化症」により入院・手術をされたお客さまです。限定告知型医療終身保険に加入されており、告知日前に入院を指示されていることが判明しましたが、ご契約当時正しく告知をいただいております。そのため約款に基づき告知義務違反による解除となり、給付金をお支払いできませんでした。 |

3. 保険金等のお支払いに関する「相談窓口」について

【2020 年度上半期「相談窓口」ご利用状況】

| | 合計 | | |
|------|-----|-----|-----|
| | 保険金 | 給付金 | |
| 利用件数 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |

※対象となるお客さま：保険金、給付金をお支払いできなかったお客さま

以上